

北海道観光振興機構 伴走支援型観光地域力強化推進事業
(道事業名:地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業) 現物協賛額積算基準

公益社団法人北海道観光振興機構

北海道観光振興機構が実施する「伴走支援型観光地域力強化推進事業」(道事業名:「地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業」)の現物協賛について、「北海道観光振興機構負担金事業 現物協賛額積算基準」に準拠して、以下のとおり定める。

第1 基本的な考え方

1. 現物協賛の対象について

事業実施団体自身が拠出するもののほか、民間企業、各種団体または市町村など、国及び道以外の主体が事業実施団体に対して拠出するもののうち、2に定める要件を満たすものを対象とする。

2. 現物協賛の要件

下記のすべてに該当するものについて、現物協賛として計上することができる。

- ア 事業実施に必要、事業効果の向上に資する又は事業目的の周知に資する
- イ 金額に置き換えるにあたり、客観的な算定根拠を示すことができる
- ウ 協賛元に事業への参加、協賛又は周知協力の意思があることを示すことができる

第2 現物協賛の内容

下記のものを第3に定める算定基準により計上することができる。

- ア 協賛品(無料宿泊券、食事券、ノベルティなど)
- イ 商品・サービスの割引(講演料、乗車券、体験費用など)
- ウ パブリシティの割引
- エ メディア掲載(参加者募集の記事掲載、セミナー内容の紹介記事など)
- オ ポスター、パンフレット、冊子などの印刷物
- カ ボランティアスタッフの人件費等
- キ その他で第1の2に該当するもの

第3 算定基準

ア 協賛品(無料宿泊券、食事券、ノベルティなど)

(通常提供価格)×(協賛された数)

【添付が必要な資料】

- ・価格が掲載されているホームページ画面やカタログなど、通常提供価格がわかるもの

イ 商品・サービスの割引

(通常提供価格)－(事業での支払額)

【添付が必要な資料】

- ・価格が掲載されているホームページ画面やカタログなど、通常提供価格がわかるもの
 - ・見積書・請求書など事業での支払額がわかる書類
- ※通常提供価格と事業での支払額が明記された見積書・請求書でも可。

ウ パブリシティの割引

- ① 媒体の料金表がある場合
(通常提供価格) - (事業の際の支払額)
- ② 媒体の料金表がない場合
(広告料金表(※)の価格) - (事業の際の支払額)
※(社)北海道広告業協会発行の広告料金表をいう。
【添付が必要な資料】
 - ・価格が掲載されている料金表など
 - ・事業における支払額がわかる書類(見積書・請求書など)

エ メディア掲載(参加者募集の記事掲載、セミナー内容の紹介記事など)
パブリシティと同等として、記事の面積に基づきウの基準により算定

- 【添付が必要な資料】
- ・掲載元が協賛又は周知協力の意思があることを確認できる資料
 - ・掲載記事の写し
 - ・価格が掲載されている料金表など

オ ポスター、パンフレット、冊子などの印刷物

- ① 作成費用がわかる場合
実際に作成に要した額(単価) × 配布数
- ② 頒布価格が記載されているもの
頒布価格 × 配布数
- ③ ①②で確認できない場合

	種類	1部あたり単価
A	多言語(冊子)	85 円
B	多言語(1枚もの(4つ折り等の形状含む))	64 円
C	日本語(冊子)	22 円
D	日本語(1枚もの(4つ折り等の形状含む))	17 円
E	ポスター	2,600 円

- 【添付が必要な資料】
- ① 作成時の見積や請求書など
 - ② 頒布価格記載部分の画像データなど

カ ボランティアスタッフの人件費等

- ① 機構負担金事業への支援を目的に参加を募ったボランティアスタッフの人件費
地域別最低賃金額(時給) × 時間 × 人数
- ② ボランティアスタッフが負担した経費(例 交通費、宿泊費)

- 【添付が必要な資料】
- ・参加者名簿
 - ・従事した業務内容、日時がわかる資料
 - ・経費の領収書(電車等で単一料金の場合は領収書ではなく行程表と料金表でも可)

キ その他第1の2に該当するもの

必要に応じて北海道観光振興機構と協議の上、アからカの考え方に準拠して算定し、客観的な根拠資料を添付する。

本基準は、令和6年4月1日から適用する。